

ブルーカーボンロゴマーク使用取扱要領

第1条 目的

この要領は、国土交通省港湾局（以下、「当局」という。）が作成したブルーカーボンロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ロゴマークの種類・使用者・使用用途

ロゴマークは、以下の4種類とする。

- A：基本デザインロゴ
- B：J ブルークレジット創出者向けロゴ
- C：J ブルークレジット購入者向けロゴ
- D：ブルーカーボン応援者向けロゴ

以降、ロゴマークの種類については記号を用いて記載する。

2 各ロゴマークの使用者は以下のとおりとする。

- A：当局に対し、所定オンラインフォームによる届出により登録を受けた者
- B：J ブルークレジットを創出した民間企業、団体等
（例：自治体、民間企業、漁業協同組合、環境活動団体など）
- C：J ブルークレジットを購入した民間企業、団体等
- D：当局に対し、所定オンラインフォームによる届出により登録を受けた者

3 各ロゴマークの使用用途は以下を想定している。

- A：SNS などの情報発信ツール、看板、のぼりなど
- B：名刺、SNS などの情報発信ツール、J ブルークレジット創出に関する物品
（例：自社製品、広報資料）など
- C：名刺、SNS などの情報発信ツール、J ブルークレジット購入に関する物品
（例：自社製品、広報資料）など
- D：名刺、SNS などの情報発信ツールなど

第3条 使用手続き

本要領に基づくロゴマークの使用は、許可又は認可を要するものではなく、本要領に定める条件を満たすことにより使用できるものとする。

2 A 及び D のロゴマークの使用は、当局に対し、ブルーカーボンロゴマーク使用登録届を所定のオンラインフォームにより提出することにより使用できるものとする。

なお、当該オンラインフォームの QR コード及び URL は、本要領の最終ページに記載

する。

第4条 仕様

ロゴマークのデザイン及び表示方法は、別添の「ブルーカーボンロゴマーク使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に定めるところによる。

第5条 使用の制限

使用者は、第2条に示すように、ブルーカーボンの普及啓発及びその取組の周知広報を目的としてロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する使用や行為は禁止とする。

- (1) A及びDのロゴマークについて、特定の商品又はサービスの販売を目的として使用すること。
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認められる使用。
- (3) 政治活動、宗教活動等への使用。
- (4) ロゴマークを掲出する権利を第三者へ賃貸、貸与、譲渡又は売買すること。
- (5) ブルーカーボンに係る信用又は品位を害するおそれがある行為をすること。
- (6) ロゴマーク又はこれと同一若しくは類似する標章について、商標登録、意匠登録その他の知的財産権の取得又は取得の申請を行うこと。

第6条 使用方法

使用者は、ガイドラインを遵守し、適正にロゴマークを使用しなければならない。

第7条 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

第8条 使用の差止及び登録の取消し

当局は、使用者が第5条又は第6条の規定に違反した場合、無断でロゴマークを使用した場合その他ロゴマークの使用を継続させることが不適當であると認める場合は、当該使用者に対し、使用の中止、回収、撤去、廃棄その他の必要な措置を命ずることができる。また、登録を取り消すことができる。

- 2 使用者は、前項の措置を求められた場合、直ちにこれに従わなければならない。

第9条 使用者の責務

使用者は、ロゴマークの使用により当局又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関して事故、苦情又は第三者との紛争が生じたときは、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。この場合において、当局は、損害賠償、損失補填等の一切の責任を負わない。

第10条 免責

当局はロゴマークの使用に関して、ロゴマークを使用した物品の品質又は活動等の内容を保証するものではない。

第11条 苦情対応

使用者は、ロゴマークの使用に伴い苦情等の申出があったときは、誠意をもって速やかに対応しなければならない。

第12条 報告の徴収

当局は、必要があると認めるときは、使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について報告を求めることができる。

第13条 雑則

本ロゴマークについては現在商標登録出願中であり、商標登録された場合には商標法に基づく保護を受けるものとする。

2 ロゴマークに関する著作権その他の知的財産権は、法令上認められる範囲において当局に帰属する。

3 ロゴマークの管理運営に関する事務は、国土交通省 港湾局 海洋・環境課において処理する。

4 この要領は、事前の通知なく改訂される場合がある。

附 則

この要領は、令和8年9月9日から施行する。

ブルーカーボンのロゴマーク使用登録届の QR コード、URL



<https://forms.cloud.microsoft/r/V5VEPw3KVz?origin=lprLink>